

短期大学設置基準（案）

第一趣旨

6-2
141

一、短期大学は、高等学校の教育の基礎の上に二年（又は三年）の実際の専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とする。

短期大学は、一般教養と密接に関連において、職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を目ざす新しい使命をもつものであるが、他面四年制大学との連けいの役割をも果たすることができる。

以上の目的使命にかんがみ、その組織施設については、特にその機能が充分發揮できるように充實されることが大切である。

二、この設置基準は短期大学の最低の基準を示すものであつて、新しく設置される短期大学について適用されるものである。

三、短期大学としての適否を判定するには、各短期大学が掲げている目的あるいは果そうとする使命に即してその短期大学が表示している全形態を基礎としてこれを行わなければならない。

四、この基準には学校教育法及び同法施行規則に決められている事項は省略してある。

第二設置基準

一、短期大学は、その名称を〇〇短期大学と呼称する。（大学に併設の場合には〇〇大学短期大学部と呼称することができる。）

二、短期大学は、その設置の目的使命を明示しなければならない。

三、短期大学における学科又は専攻部門の設置は左の基準による。

短期大学の学科又は専攻部門は、文学、語学、図書館学、経済学、商学、理学、工学、農学、水産学、家政、教育（保育を含む）、体育、社会事業、厚生、藝術、新聞、その他、学科又は専攻部門として適當な規模内容があると認められたものとする。なお実質及び規模が一学科又は一専攻部門を構成するのに適當なときは、必要に応じてこれを分

合して一学科又は一専攻部門とすることができる。

四、短期大学は、その目的使命を達成するために、必要を授業科目の制度を設けなければならない。

春山 158

その教員組織は左の基準による。

一 専任の教授、助教、専任講師の数は、一学科又は一専攻部門の場合には三人以上とし、一学科又は一専攻部門を増すことに二人以上を増さなければならぬ。

なお、学生数に応じて必要数の専任者を増さなければならぬ。

二 主要な科目は専任の教授、助教が担任することを原則とする。

三 適当な教授、助教が得られない場合は専任講師又は兼任者が担任することができる。但しその場合兼任者の数は、専任者の数の二倍を越えてはならない。

四 助手は事情によつてはこれを欠くことができる。

五 講義を担当しない教授、又は助教を置くことができる。

五、教員はその担当する授業科目並びにその教授法の研究に努め、学生の学習及び一般生活の補導に責任を負わなければならない。
六 教員及び助教の資格は左の基準の上で、左の各取組のいづれか一つに該当するものであつて、教育の能力があると認められたものでなければならない。

イ 学位を有する者

ロ 研究業績のある者

ハ 教育上、学問上の業績ある教育経験者

教授にあつては、高等専門学校以上の学位で、三年以上教員の経験があり、教授上、学問上の業績がある者

助教にあつては、高等専門学校以上の学位で二年以上教員（大学の助手、副手、大学院学生を含む）の経験があり、教授上、又は学問上の能力ありと認められた者

ニ 学術技能に秀でた者

一 専任講師の資格は、教授又は助教の資格に準ずる。

二 教授、助教、専任講師、助手には、研究に対する必要を施設と時間とが与えられなければならない。

三 専任の教授、助教、専任講師、助手には、その精力と時間とを他の業務に割くことなく、自らその家族を支えることができるような適当な給与が与えられなければならない。

六、学生定員は、学科数又は専攻部門数、授業科目数、教授能力、講義並びに実験実習設備、衛生施設等を充分考慮して決定しなければならない。定員については、教授会の議が尊重されなければならない。

七、学生の入学に関しては、左の基準による。
入学資格は、学校教育法及び同法施行規則に定められたところによる。但し、入学試験を行い、短期大学における学業を修め得る見込のある者を選択することができる。

八、授業科目及びその単位数は、左の基準による。
入学試験の科目は、各短期大学においてこれを決定することができるが、学科試験の科目は高等学校の課程の範囲内で選ばなければならない。

九、短期大学は、左に掲げる一般教養科目中三系列の関係科目にわたつてそれぞれ二科目以上を用意しなければならない。
人文関係科目 哲学 倫理学 宗教 歴史 文学 音楽 美術 演劇

外国語等
社会科学関係科目 社会学 法学 政治学 経済学 教育学 心理学
人文地理 文化人類学等

自然科学関係科目 数学 統計学 物理学 化学 地学 生活科学

生物学 実験心理学

必要に応じて前掲以外の科目を、一般教養科目に加えることができる。
短期大学は体育に関する講義及び専攻各一単位以上を課することを要する。

三 専門科目については、各学科又は各専攻部門にわたり適當数の授業科目を設けなければならない。
各一科目に対する課程を修了した学生には単位を与えるものとする。

四 各科目に対する単位数は、左の基準によつて計算する。
四学期制においては、二学期制に準ずる。
一講義に対しては、一時間の講義に対し教室外における二時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎週一時間十五週の講義を一

単位とする。
五 数学演習のごとき演習は、二時間の演習に対し一時間の準備を必要とすることを考慮し、毎週二時間十五週の演習を一単位とする。

ハ化学実験、機械実験、農場実習、工作実習、機械製図、体育の実技
のごとき実験室又は実習場における授業に対しては、学習はすべて
実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、毎週
三時間十五週の演習又は実習を一単位とする。

九、卒業者に対する最低要求は、左の基準によるものとする。

ノ卒業資格の最低要求は、八の各に定められた単位六十及び体育の単位
二を二箇年以上に取得することとする。

ニ学生は、一般教養科目中八のノに示す三系列の関係科目にわたつて、
それぞれ四単位以上合計二十単位以上と、専門科目については三十單
位以上を取得しなければならない。

三 三年制短期大学にあつては、一般教養科目については十単位、専門科
目については十五単位、体育一単位を増すものとする。

一〇、短期大学は、学科又は専攻部門の種類、学生数等についての組織・
規模に應じ、左に掲げるような施設及び設備をもつことを基準とする。
ノ校地は文教にふさわしい環境をもち、校舎敷地のほかに適當の空地を
存し、学生が授業時間外において休息運動などのできるようになるべ

く廣いことが望ましい。

ニ校舎、諸施設設備は、短期大学の組織規模に應じ、教授上、研究上
及び保健上の必要を考慮し、少くとも左に掲げるものを備え、且つそ
れらの施設は常に改善されなければならない。

イ 教室、実験実習室、図書、研究室、医療室、学長室、事務室、共
学の場合にはそれに必要を特別の設備、その他必要を施設

ロ 図書閲覧室においては、学生の数に應ずる適當な座席
ハ学科又は専攻部門の種類に應じ、特に質を考慮された一般教養、専
門の図書の相當部数

あわせて学生の自發的研究を可能ならしめるように整備と指導との
用意がなされ、又常に新刊図書、定期刊行物の購入がなされなければ
ならない。

なお図書館に關しては別に示す程度に備えられることが望ましい。
ニ 教授上、研究上必要を機械、器具、標本の最低必要量
その他学科又は専攻部門の規模に應じ必要を施設を備えなければな

らない。

一一、法人の設置する短期大学の資産並びに維持経営の方法は、左の基準による。

短期大学は、その組織規模に相應する校地、校舎、諸施設設備等のほか、適當の資産を備える。

經營に必要な財政的基礎を確立することが必要である。このために学生から徴収する授業料及び前項資産から生ずる果実のほか、必要に應じ相當の収入を得られる適當な機關を置くことができる。

一二、短期大学が大学高等学校等に併設される場合には、短期大学の本質にかんがみ、前記諸施設設備等はこれに應ずるよう特に考慮されなければならない。

なお、授業は、他の併設学校と別に行わなければならない。
一三、夜間において授業を行う短期大学にあつても、前記の基準を適用することはもちろんであるが、その教員組織及び夜間の授業に必要な諸施設設備等については、特に考慮されなければならない。

備考

一、短期大学の専攻科、別科については、別に定める。

二、短期大学の通信教育の基準は、別に定める。

短期大学図書館編目案

図書館は、短期大学の目的使命を達成するため必要を施設するものとして、内容の充実をはかりその機能を十分に発揮し得るよう運営されなければならぬ。

一、施設

- 1 図書館閲覧室には少くとも学生総数の概ね一割以上の座席を用意する。
- 2 図書館閲覧室は採光換気が充分であり、書庫は防火設備のあるものとする。
- 3 リサーチコーナー（保蔵書棚）を用意する。
- 4 教員並びに学生によつて常に図書館が能率的に使用されていることを示す記録を用意する。

5 図書館閲覧室は将来拡張の余裕をもつことが望ましい。

二、図書

- 1 図書の総数は、少くとも五千冊以上とする。
- 2 図書は、授業科目に関連があり、しかも図書の種類が偏しないものとする。
- 3 一般及び、専門図書を教員並びに学生のための参考資料として用意する。
- 4 著者カード、目録書名カード、目録及び件名カード、目録又は分類カード、目録を備付ける。

5 相当部数の図書が毎年新しく購入されなければならぬ。

三、定期刊行物

- 1 各学科又は各専攻部門について必要に應じ相当種類の定期刊行物を用意する。
- 2 定期刊行物はその種類が偏してないと共に授業参考資料として役立つものとする。

四、司書員

- 1 専門の図書館教育を受けたもので教授級の専任司書をもつことが望ましいが、当分の間は、これを欠くことができる。
- 2 司書は、二ヶ年以上の経験のあることが望ましい。

五、図書費

- 1 図書、定期刊行物の購入及び図書修理等のため適当額の經常費を計上する。
- 2 その図書費は学生総数一〇〇人を越える場合は、学生一人につき最低三百円に相当する金額又は、総額最低三万円とする。
- 3 なお、短期大学の經常支出総額の概ね三パーセントを図書費として用意することが望ましい。

